

広域マルチラレーションの技術的条件に係る電波法関係規定への対応方針案(たたき台)

No.	ANNEX10 Vol.IV CHAPTER 6.の変更箇所	対応方針(案) (電波法関係規定への反映の可否)
①	<p>6.3.3 An active MLAT system consisting of a set of transmitters shall be considered as a single Mode S interrogator.</p> <p>(送信機のセットから成るアクティブ MLAT システムは、シングル Mode S の質問機とみなされるべきである。)</p>	<p>当該規定は、電波の質に影響しないことから、電波法関係規定への反映はしない。</p>
②	<p>6.3.4 The set of transmitters used by all active MLAT systems in any part of the airspace shall not cause any transponder to be impacted such that its occupancy is greater than 2 percent at any time.</p> <p>(すべてのアクティブ MLAT システムが使用する送信装置群は、いずれの空域の一部においても、いかなるトランスポンダのいかなる時間も、2%を超えて占有するような影響を与える原因となってはならない。)</p>	<p>現行の無線設備規則第 45 条の 12 の 6 第 2 号イ(3)の規定は、いかなる時間においてもトランスポンダの動作時間の 2% を超えてはならない旨の記載とはなっていないことから、無線設備規則に反映する。</p>
③	<p>Note 1. – This represents a minimum requirement. Some regions may impose stricter requirements.</p> <p>(これは、最低限の要件を表す。一部の地域では、厳しい要件を課すかもしれない。)</p>	<p>当該注は、一部の地域についてはより厳しい要件を課す可能性がある旨を記載しているのみであり、明確な規制が記載されているものではないことから、電波法関係規定への反映はしない。</p>

④	<p>Note 2. – For an MLAT system using only Mode S interrogations, 2 per cent is equivalent to no more than 400 Mode S interrogations per second received by any aircraft from all systems using MLAT technology.</p> <p>(Mode S質問のみを使用するMLATシステムの2%の使用が、MLAT技術を使用する全てのシステムから任意の航空機に受信される1秒あたり400を超えないMode S質問と同等とする。)</p>	<p>当該注は、6.3.4 項における“2%”の規定の目安を補足的に説明しているものである。</p> <p>また、質問信号やトランスポンダの応答信号のデータブロックの様式は様々であり、モードにより質問信号や応答信号の送信回数が異なることから、一概に質問信号の数で制限を設けることはできないため、電波法関係規定への反映はしない。</p>
⑤	<p>6.3.5 Active MLAT systems shall not use Mode S All - Call interrogations.</p> <p>(能動型MLATシステムはMode S一括呼び出し質問を使用してはならない。)</p>	<p>当該規定は、無線設備規則第45条の12の6第2号イ(1)に反映済み。</p>
⑥	<p>3.1.1.7.4.3 Suppression in presence of S1 Pulse (ウイスパーシャウトに関する記述)</p>	<p>無線設備規則別図第7号(SSR及びACASが送信する質問信号及び抑圧信号並びに質問信号送信設備が送信する質問信号の特性)の表題に、「複数地点受信方式航空監視システムの無線局」を追加し、当該別図に「複数地点受信方式航空監視システムの無線局において、モードA/C又はモードA/C一括の質問信号に抑圧パルスSを使用することができる。この場合において、抑圧パルスSは以下の条件に合致すること。」のように追加する。</p>